

定 款

一般社団法人小野市サッカー協会

一般社団法人小野市サッカー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人小野市サッカー協会と称し、英文表記は、Ono Football Association (略称OFA)とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県小野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、兵庫県小野市におけるサッカー及びフットサル（以下、「サッカー」という。）の普及発展、競技力の向上に関する事業を行うとともに、小野市民の豊かなスポーツ文化の振興及び青少年の健全育成並びに市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーの競技会の開催、運営に関すること
- (2) サッカーに関する広報及び普及に関すること
- (3) サッカー指導者の養成及びサッカー競技者の育成強化を図ること
- (4) 審判技術の向上及び審判員の養成並びに登録に関すること
- (5) サッカーに係るチーム、選手及び監督の登録に関すること
- (6) サッカー施設の管理運営及び拡充整備に関すること
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業に関すること

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会の決議をもって推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長に理事会において別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。また、承認の可否を本人に通知する。

2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、本条第2項の会費を支払う義務を負う。

2 当法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 金10,000円

(2) 賛助会員 年額1口 金 5,000円

3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見、保佐、補助開始の審判又は破産宣告を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(4) 当該年度の会費を年度内に納入しないとき

(5) 除名されたとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当法人は、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規定又は社員総会の決議に違反した行為が重大なものであるとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、当法人の事務を阻害し、若しくは当法人に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は返還しない。

第4章 役員

(役員を設置)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上30名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名以上2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以上4名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 一般法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第14条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

- (2) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、法令で定めるところにより、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集すること
- (5) その他法令で定める業務

(役員任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 名誉会長、名誉副会長及び顧問

(名誉会長、名誉副会長及び顧問)

- 第19条 この法人に名誉会長、名誉副会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長の相談に応じ、又は理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
 - 4 名誉会長、名誉副会長及び顧問の報酬は、無報酬とする。

第6章 社員総会

(社員総会の構成)

第20条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第21条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準及び報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、社員総会においては、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項については決議することができない。

(定時社員総会)

第22条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に毎年1回開催する。

(臨時社員総会)

第23条 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求があったとき

(招 集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)
- (3) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) その他法務省令で定める事項

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日1週間前までに、会員に対して、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

4 会長は、第23条第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席会員の中から選出する。

(社員総会の定足数)

第27条 社員総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(会員への通知)

第29条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議決権の代理行使)

第30条 正会員は、他の正会員1名を代理人としてその議決権を行使させることができる。この場合においては、その正会員は当該社員総会に出席したものとみなし、当該正会員の議決権の数は、第25条の議決権の数に算入する。また、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する方法として委任状を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した会長及び専務理事が記名押印する。

第7章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、第15条第3号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

4 理事会を招集するときは、少なくとも7日前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第14条第4項の規定に基づく会長及び専務理事による理事会への報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席理事も記名押印する。

第8章 常務理事会

(常務理事会)

第40条 常務理事会は、会長及び副会長、専務理事並びに常務理事をもって組織する。

2 常務理事会は、理事会及び社員総会に諮るべき議案の素案を検討し、理事会及び社員総会に提出する。

(常務理事会の招集等)

第41条 常務理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 常務理事会構成員の2名以上から招集の請求があったとき

2 常務理事会は、会長が招集する。

3 会長は、第1項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に常務理事会を招集しなければならない。

4 常務理事会については、第36条から第39条の規定を準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるのは、「常務理事会」及び「常務理事会構成員」と読み替えるものとする。

第9章 資産および会計

(会計原則)

第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長

が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 種別委員会・専門委員会・事務局

(種別委員会・専門委員会)

第46条 当法人の第4条の事業の遂行上必要と認めた場合、必要な種別委員会・専門委員会を置くことができる。

2 種別委員会・専門委員会の委員、構成及び事業内容等は、社員総会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局の設置)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長その他重要な使用人は、理事会決議を経て、会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局備付帳簿書類)

第48条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。また、これらの書類を電磁的記録により作成した場合は、その作成者及びその標題を記入した上で、保管しなければならない。

(1) 定款

- (2) 会員の名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会の議事録
- (5) 理事会の議事録
- (6) 理事会の決議を省略した場合の同意書
- (7) 会計帳簿
- (8) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む）
- (9) その他法令又はこの定款で定める書類

2 前項第1号から第7号の書類は永年、同項第8号、第9号の帳簿及び書類は10年以上保存しなければならない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第51条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(施行細則)

第54条 この定款の施行又は当法人の運営に必要な事項は、定款又は社員総会で定めるもののほか、理事会の決議を経て、会長が別に定めることができる。

第14章 附 則

(施行日)

第55条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日とする。

(設立時理事、代表理事及び監事)

第57条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事	依藤 光宏	小林 勉
設立時代表理事	依藤 光宏	
設立時監事	宮崎 幸男	

(設立時社員の氏名及び住所)

第58条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

兵庫県小野市育ヶ丘町1478番地の137
設立時社員 依藤 光宏

兵庫県小野市三和町1101番地の1
設立時社員 小林 勉

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人小野市サッカー協会の設立のため、設立時社員 依藤光宏 他1名の定款作成代理人である 特定行政書士 伏見友宏 は、電磁的記録である本定款を作成し、電磁署名する。

令和元年7月10日

設立時社員	兵庫県小野市育ヶ丘町1478番地の137
	依藤 光宏

設立時社員 兵庫県小野市三和町1101番地の1
小林 勉

上記定款作成代理人

特定行政書士 伏見 友宏
登録番号 第17300859号